

## 令和元年度第1回就学支援審議会

日 時：令和元年6月12日（水）

午後1時45分から

場 所：県庁行政庁舎 第一会議室

(委嘱状・辞令交付)

### 1 開 会

### 2 挨 捶

### 3 議 事

（1）就学先決定に係る現状と課題

（2）その他

### 4 閉 会



# 就学支援審議会条例

昭和五〇年七月十六日

条例第二七号

最終改正 平成三十年三月二十三日条例第十一号

(設置等)

- 第一条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項を調査審議するため、就学支援審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定する重要な事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

- 第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 学識経験のある者

二 県の職員

(任期)

- 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

- 第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

- 第六条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、特別支援教育に関し学識経験のある者及び特別支援学校の職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

- (委任)

- 第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則(平成三十年三月二十三日条例第十一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に障害児就学指導審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、改正後の就学支援審議会条例(以下「新条例」という。)第二条第二項の規定により就学支援審議会(以下「新審議会」という。)の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての残任期間に相当する期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長の職にある者は、新条例第四条第一項の規定により新審議会の会長又は副会長に互選されたものとみなす。
- (附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
- 〔次のように略〕

令和元年度宮城県就学支援審議会委員名簿

(任期: 令和2年5月31日まで) \*50音順

職名	氏名	備考
宮城県立拓桃支援学校長	跡部久美	
石巻市立河南西中学校長	阿部紀子	
(社福) 陽光福祉社会仙台エコー医療療育センター院長	天江新太郎	
宮城学院女子大学教育学部教授	梅田真理	
東北福祉大学教育学部教授	大西孝志	
仙台弁護士会弁護士	小幡佳緒里	
東北福祉大学教育学部教授	川住隆一	会長
宮城県中央児童相談所長	今野直樹	
名取市立相互台小学校長	佐藤瑞恵	
宮城県立山元支援学校長	樋口美穂	
宮城教育大学教育学部教授	菅井裕行	
宮城県立視覚支援学校長	石墨安洋	
仙台城南高等学校嘱託職員	鈴木真利子	
宮城県立光明支援学校長	田野崎健	副会長
宮城県手をつなぐ育成会業務執行理事	千葉令子	
仙台市北部発達相談支援センター所長	中村洋	
東北大学大学院教育学研究科教授	野口和人	
宮城県立小松島支援学校長	鳩原潤	
五十嵐小児科医院臨床心理士	早川典子	
宮城県立聴覚支援学校長	三浦康宏	

## 令和元年度就学支援審議会専門委員名簿

(任期：令和2年5月31日まで) ※敬称略 50音順

所 属・職 名	氏 名
宮城県立名取支援学校教諭	石川 香織
宮城県立小松島支援学校教諭	大場 あつ子
宮城県立迫支援学校教諭	小野寺 由紀
宮城県立光明支援学校教諭	勝 又 恵
宮城県立山元支援学校主幹教諭	木戸 真希
仙台市北部発達相談支援センター主査	今野 史則
宮城県立利府支援学校教諭	今野 由美
宮城県立金成支援学校教諭	佐藤 栄子
宮城県立拓桃支援学校教諭	佐藤 由美
宮城県立聴覚支援学校教諭	佐藤 玲子
宮城県立気仙沼支援学校教諭	菅原 友紀子
宮城県立西多賀支援学校教諭	鈴木 清美
宮城県立石巻支援学校教諭	須田 幸子
宮城県立船岡支援学校教諭	綱川 若奈
仙台市南部発達相談支援センター主査	中村 夕紀
宮城県総合教育センター相談支援班主幹	中山 秀
宮城県立古川支援学校教諭	早坂 順子
宮城県立角田支援学校教諭	松原 淳子
宮城県立視覚支援学校教諭	渡邊 香苗

令和元年度 第1回 就学支援審議会 座席表

スピーカー

令和元年6月12日(水)

会場：県庁第1会議室

マイク

一般

	川住隆一 会長	田野崎健 副会長	
佐藤瑞恵委員			阿部紀子委員
菅井裕行委員			鈴木真利子委員
小幡佳緒里委員			鳩原潤委員
野口和人委員			中村洋委員
三浦康宏委員			石墨安洋委員
千葉令子委員			今野直樹委員
梅田真理委員			跡部久美委員
樋口美穂委員			大西孝志委員
	目黒洋 課長	松本文弘 教育次長	菅井理恵 専門監
			山崎賢治 副参事兼課長補佐

報道

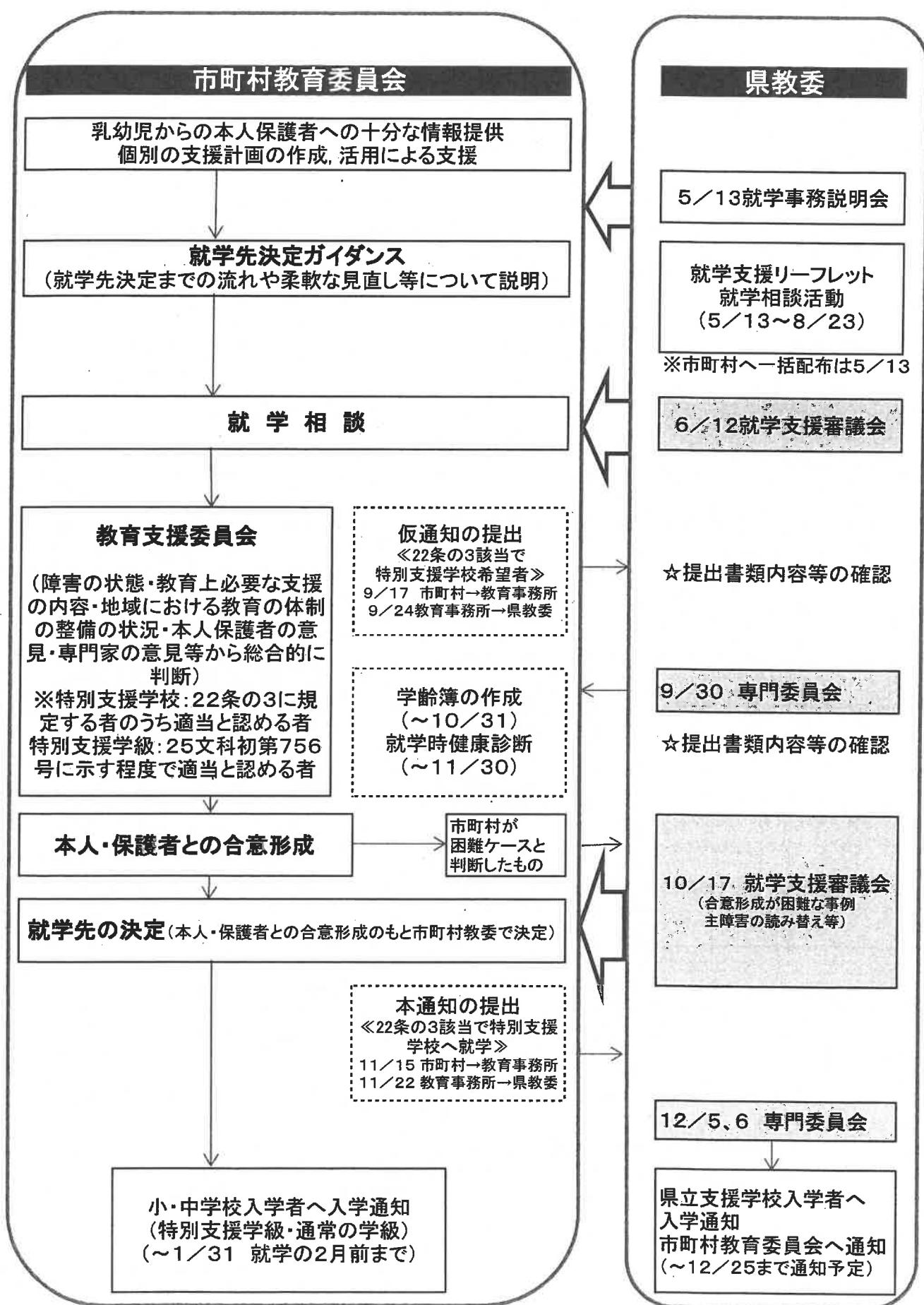
出入口

マイク

(事務局)			
千葉	刈敷	菊地	熊谷

司会  
門脇

# 1 障害のある児童生徒の就学先決定について(手続きの流れ)

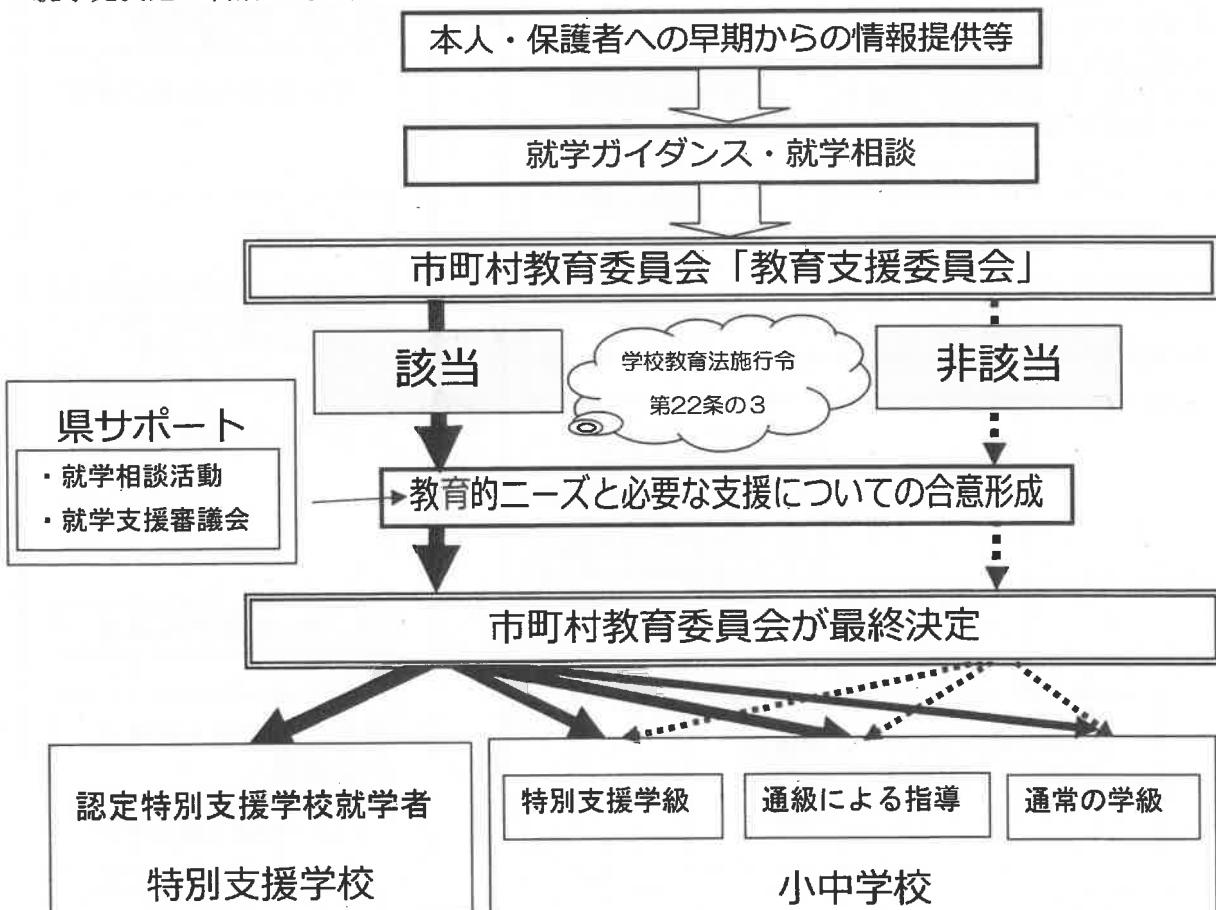


## 2 特別支援学校の対象となる障害の程度と就学手続き

(学校教育法施行令第22条の3)

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

\*就学先決定の判断の考え方



### 3 令和元年度就学支援審議会・専門委員会予定表

開催期日・会場	審議会	専門委員
<b>令和元年5月13日（月）</b> 午後1時15分から午後4時まで 県庁 みやぎ広報室 ※就学事務担当者説明会及び研修会		
<b>令和元年6月12日（水）</b> 午後1時45分から 午後3時30分まで  県庁行政庁舎9階 第一會議室	第1回 ○就学先決定に係る現状 と課題について	
<b>令和元年9月30日（月）</b> 午前10時から 午後4時30分まで  県庁行政庁舎10階 1001会議室		第1回 ○調査事項の説明 ○専門委員の役割について説明 ○仮通知の内容の審査
<b>令和元年10月17日（木）</b> 午後2時から午後4時まで  県庁行政庁舎9階 第一會議室	第2回 ○就学判断に関する助言 ○第1回の審議会を受けての県の取組について	
<b>令和元年12月5日（木）</b> <b>6日（金）</b> 午前10時から 午後4時30分まで 県庁行政庁舎16階 1601会議室		第2回 第3回 ○就学先通知に関する資料の作成

## 4 県教育委員会の取組

### (1) 就学事務説明会及び研修会実施

実施日：令和元年5月13日（月）

場 所：宮城県庁 みやぎ広報室（62人参加）

#### 【内容】

##### ○就学事務説明

- ・就学事務の手続きについて
- ・学校教育法施行令第22条の3について

##### ○就学相談のための研修会

- ・演題「特別支援教育を取り巻く国の動向及び就学相談について」

文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課

特別支援教育企画官 佐々木邦彦 氏

### (2) 就学相談活動の実施

#### イ 目的

市町村教育委員会が主催の就学に関わる相談の際に、特別支援学校への就学又は、転学を検討する必要がある児童生徒及びその保護者に対して、教育的ニーズと必要な支援についての円滑な就学相談ができるよう支援する。

#### ロ 内容

市町村教育委員会の要請に基づき、次の相談希望者に、県就学相談活動を実施する。

○令和2年度特別支援学校への就学が考えられる児童とその保護者で、市町村教育委員会主催の相談を経ても就学先決定に迷いがあるもの

○小・中学校から特別支援学校への転学が考えられる児童生徒とその保護者で、市町村教育委員会主催の相談を経ても就学先決定に迷いがあるもの

#### ハ 実施日及び場所

第1回 8月 9日（金） 県大河原合同庁舎

第2回 8月 20日（火） 県東部合同庁舎

第3回 8月 21日（水） 県仙台合同庁舎

第4回 8月 22日（木） 県大崎合同庁舎

第5回 8月 23日（金） 県気仙沼合同庁舎

### (3) 県教育委員会から市町村教育委員会へ指導助言

仮通知提出時に、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当の児童生徒で、就学先決定に際し、保護者と必要な支援等についての合意形成が図られていない場合や判断に迷う事案について、市町村の教育委員会が県教育委員会に総合的な判断に関する助言を求めてきた場合、就学先決定の手続きを円滑に進めるための指導助言を行う。その際、県教育委員会は、必要に応じ県の就学審議会に諮問する。

### (4) 就学制度普及啓発リーフレットの作成・配付

学校関係及び公立、私立を問わず幼稚園及び保育所・認定こども園等の福祉関係施設に、5月に就学制度普及啓発リーフレット「就学相談のガイド～よりよい就学のために～」を配布し、就学相談に活用してもらっている。

(別紙資料参照)

## 5 就学先決定に係る現状と課題について

### (1) これまで審議会で出されていた主な御意見（平成28～30年度）

- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当していないと思われる児童生徒が特別支援学校へ入学して来るケースが多くなっていると感じる。
- ・ 県の就学支援審議会が持っているノウハウや機能が市町村の就学先決定にかかる流れに入っていくループがない。より質の高い就学の実現に向け、大きさ図式を再考する必要があると思う。
- ・ 病院等との連携をどうするかも織り交ぜて考えるべきと思う。
- ・ 小学校に入る直前の時期より、もう少し早い時期から保健師等により相談が行われているが、その情報が教育委員会でつかみにくいのが現状。今後は子育て支援課との連携を検討する必要があると思う。
- ・ その子供に最適な教育環境を用意できるよう、就学後も年度毎に就学先の見直しを行っていくことが必要。子供を枠に合わせるのではなく、子供に応じて枠を柔軟に変更していることが大事である。

### (2) 事務局の問題意識

- ・ 市町村教育委員会が「総合的判断」や「合意形成」を行う際の進め方や決定の在り方に対してサポートが必要と感じる。県教育委員会として市町村教育委員会への指導助言の在り方について整理し、実施できるようにする必要がある。

【資料】

(1) 県就学相談活動の実施件数

(単位：件)

会 場	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
大河原	2 4	1 8	3	0	0	1
岩 沼	2 5	1 8	4	0	0	仙台 2
利 府	2 2	2 4	6	5	4	
北 部	1 3	8	0	0	0	北部 0
栗 原	1 0	2	0	0	0	
登 米	0	5	1	1	0	東部 0
東 部	1 7	4	0	0	0	
南三陸	9	5	0	0	0	気仙沼 0
合 計	1 2 0	8 4	1 4	6	4	3

※H 3 0より地域事務所がなくなり、5ヶ所の教育事務所で設定。

県の就学相談活動の件数は近年減少し、各市町村の中で解決できるようになっている。

(2) 市町村教育支援委員会の臨時審議について

実施した17市町村 実施しない18市町村 ※H 3 0は審議が3回以上開催は10市町村

臨時会実施回数	H 3 1	主な理由
1回	1 0	転校に伴うもの。合意形成の時期が遅れたため。
2回	2	審議会後に療育手帳などを取得したり、転学に関するものがあったりと複数重なったため。
3回	4	審議会後に症状が悪化したため。 保護者との合意形成が会の後になつたため。 在籍異動の緊急事案が発生したため。
4回以上	1	臨時のため委員の過半数の参加が見込めず、何度も招集することになったため。

当初予定の教育支援委員会までに障害の状態や、本人・保護者の意向等の把握が間に合わず、その後に臨時に委員会を開催することが増えている。

(3) 平成31年度 就学の状況

(単位：人)

学びの場	就学支援委員会の判断	就学先				
		支援学校	支援学級	通常の学級	うち通級指導有	不明
特別支援学校	2 4 4	2 0 0	4 4	0	0	0
特別支援学級	2 1 3 6		1 9 8 8	1 4 3	5	0
通級による指導	6 5 6			4 2	6 1 4	0
	※7 6 4			3 3 0	4 3 4	0
合 計	3 0 3 6					

※通級指導を受けている児童生徒のうち、LD等通級指導教室については、診断が必ずしも必要ではないことから、市町村就学支援委員会等での判定ではなく、校内の支援委員会で判断をして実施しているケースがある。

就学支援委員会での判断と実際の就学先が異なっているケースがみられる。多様な学びの場という意識が広がっていると思われる。

(4) 特別支援学校への障害別新就学者・転入学者数 H31.2.1現在 (単位:人)

障害種別	新就学	転入学	計
視覚障害	2	1	3
聴覚障害	4	1	5
肢体不自由	4	2	6
病弱	0	0	0
知的障害	106	70	176
合計	116	74	190

※小・中学校から拓桃支援学校への入院による区域外転学者は除く。

知的障害学校の新就学の児童の数が特に多くなっている。特別支援学校へ就学する児童生徒数は年々増加している。(昨年度比+44人)

(5) 平成30年度の総合教育センターの相談件数(4月から2月)

[地区別形態別相談件数別相談件数] (単位:件) [障害別相談件数] (単位:件)

障害名	件数	障害名	件数	地区	定巡	要請	来所	合計
視覚障害	0	聴覚障害	1	大河原	7	0	66	73
知的障害	55	肢体不自由	1	仙台	30	1	153	184
病弱・虚弱	4	情緒障害	0	北部	28	2	10	40
言語	7	重度重複	1	東部	36	1	38	75
LD	12	ADHD	60	気仙沼	0	0	1	1
高機能アスペルガー			61	仙台市	—	—	—	—
自閉症スペクトラム			114	合計	101	4	268	373
未診断	919	不明	258					
	合計		1493					

県の巡回相談の件数は減少しているが、総合教育センターへの相談件数は増加している。

(6) 県内特別支援学校への就学者数(H25からH31年度就学者数 毎年5月1日現在)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
小学部	574	584	563	542	562	579	682
中学部	436	440	462	483	473	424	464
合計	1010	1024	1025	1025	1035	1003	1146

H31年度は特に小学部が大きく増加している。(4)の特別支援学校の入学者数の増加と関連していると思われる。

